

平成 24 年 3 月 23 日

転換社債型新株予約権付社債権者各位

更 生 会 社 エルピーダメモリ株式会社
管 財 人 坂 本 幸 雄
管財人弁護士 小 林 信 明

転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様へのお知らせ

平成 24 年 3 月 23 日付の弊社の会社更生手続開始決定に伴い、東京地方裁判所より、会社更生法第 43 条 3 項及び第 85 条 4 項の規定に基づく通知が発せられましたので、お知らせいたします。

以上

事件番号 平成24年(ミ)第1号 会社更生事件
更生会社 エルピーダメモリ株式会社
(東京都中央区八重洲二丁目2番1号)

平成24年3月23日

債権者各位

東京地方裁判所民事第8部
裁判所書記官 野村 梨 冴

通 知 書

頭書事件について、当裁判所は、平成24年3月23日午後5時、会社更生法による更生手続を開始しましたので、同法43条3項、85条4項の規定により通知します。

記

- 1 更生手続開始の決定の主文
エルピーダメモリ株式会社について更生手続を開始する。
- 2 管財人の氏名
弁護士 小林 信明
坂本 幸雄
- 3 更生債権等の届出をすべき期間
平成24年5月21日まで
- 4 更生債権等の調査をするための期間
平成24年6月26日から平成24年7月3日まで
- 5 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間
平成24年4月20日まで
- 6 更生会社が発行した次の社債についての更生債権者又は更生担保権者の議決権は、当該社債について社債権者が更生債権若しくは更生担保権の届出をしたとき、若しくは届出名義の変更を受けたとき、又は会社更生法43条1項5号に規定する社債管理会社等が更生債権若しくは更生担保権の届出をした場合において、更生計画案を決議に付する決定があるまでに、裁判所に対し、社債権者が当該社債について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき、若しくは申出名義の変更を受けたときでなければ行使することができない。
 - ・ 130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
 - ・ 130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 7 更生会社の財産の所持者は、その財産を更生会社に交付してはならない。その

財産の交付は、管財人又は管財人の指定する者に対してするものとする。

- 8 更生会社に対して債務を負担する者は、その債務を更生会社に弁済してはならない。その債務の弁済は、管財人又はその指定する者に対してするものとする。

以 上

(注意)

1 更生債権・更生担保権の届出について

- (1) 会社更生手続では、更生手続開始（平成24年3月23日午後5時）前の原因に基づいて生じた財産上の請求権を「更生債権」といい、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する特別の先取特権、質権、抵当権、商法又は会社法の規定による留置権の被担保債権であって、当該担保権によって担保された範囲のものを「更生担保権」といいます。また、更生債権と更生担保権を総称して更生債権等といいます。
- (2) 更生債権者は更生債権届出書を、更生担保権者は更生担保権届出書を東京地方裁判所民事第8部会社更生係へ提出して債権の届出をしてください。
- (3) 届出期間内（平成24年5月21日まで必着）に届出をしない場合、権利を失い弁済を受けられないおそれがありますので、十分ご注意ください。

2 管財人の選任に関する意見について

- (1) 更生会社、更生債権者等、株主等は、平成24年4月20日までに、管財人の選任について書面により意見を述べることができます。
- (2) 管財人の選任についての意見を記載した書面の提出先は、「〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号 東京地方裁判所民事第8部 更生会社エルピーダメモリ株式会社 係」です。

ご不明な点がありましたら、下記の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

更生会社 エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室

住 所 〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

電話番号 0120-670143

(裁判所への直接のお問い合わせはできるだけご遠慮くださるようお願い申し上げます。)